

昭和三十三年三月一日(金曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 小澤 重吉君 理事 竹下 登君

理事 八木 徹雄君 理事 小林 信一君

理事 村山 喜一君 理事 山中 吾郎君

伊藤 郷一君 坂田 道太君

中村 庸一郎君 濱地 文平君

濱野 清吾君 松永 東君

南 好雄君 米田 吉盛君

杉山 元治郎君 高津 正道君

三木 喜夫君 谷口 善太郎君

出席國務大臣

文部大臣 荒木 萬壽夫君

出席政府委員

文部政務次官 田中 啓一君

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

文部事務官 小林 行雄君

(大学學術局長)

委員外の出席者

議員 村山 喜一君

議員 丸山 稻君

専門員

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(村山喜一君外八名提出、衆法第三号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。村山喜一君。

○村山委員 大臣にお尋ねをいたしますが、国立学校設置法の一部を改正する法律案を提出になりました際に、中教審が「大学教育の改善について」という答申を出しております。この十月十五日付の中間報告の前文を見ますと、「大学の設置および組織編成について」というものと「大学の管理運営」という内容が出ています。これについて、今度お出しになりましたのは、この「大学教育の改善について」という答申の中の部分を拾い上げてお出しになったのか、それとも、それは別に、関係もなく、文部省の方で別個の見解のもとにお出しになったのか、その提出をされた基礎的な考え方というものは、那邊にあるのかということについて、お尋ねをしたいわけでございます。

○荒木國務大臣 中教審の答申の線に沿って実施できますものうち、緊急と思ふことを拾い上げておるものであります。むしろ総合的には答申を全面的に検討を加えまして、あらためて処置すべきことがあるというところは、当然でございますが、急ぐものは、部分的にでも実行できるものは実行したいという考え方と、特に科学技術教育の充実につきましては、従来の計画の線に沿って充実にいく。そのことは

また趣旨から申しまして、中教審の答申の線にも沿っておると申し上げられないことはない。さような考え方では、今度提案いたしておるような次第であります。

○村山委員 そうであるならば、今回出された設置法の改正の内容の中で、中教審の答申を受けて、この際緊急に措置すべきだと考えてお出しになった箇所はどれとどれであるか、局長の方から承りたい。

○小林政府委員 先ほど大臣がお答え申し上げましたように、中教審の中間報告でございましたけれども、これについてはできるだけその線に沿って、忠実に具体化をはかりたいということに基本でございます。ただいろいろな面々で制度改善をしなければならぬというものもございます。そういうものについてはさらに慎重な検討をしなければならぬこともございますので、それらの点については今後の検討に待ちたいということですが、予算措置あるいはその他で比較的安易にでき、また大学等も多年要望しておりましたものをやっただけでありまして、この国立学校設置法におきましては、一つは教養部の制度化というものをやっております。それからもう一つは、新制大学に大学院を置きまして、修士の課程を新設するというところでございまして、これらについては予算要求をし、予算が認められましたので、この国立学校設置法にその規定を設けておるわけでございます。

○村山委員 そういたしますと、「大学教育の改善について」という答申の中で、この際取り上げられたのは教養部と修士課程の二本だけですか。

○小林政府委員 その他にも、この設置法にはございせんけれども、たとえば大学の入学試験の改善のために研究をするということ、これに必要な客観テスト実施のための一つの措置を講ずるということ、その方の予算も認められております。しかし直接にはこの国立学校設置法には関係はございません。

○村山委員 中教審の答申を見ますと、修士課程についてはある程度規模の拡大をはかりなさい。それから高専を拡充しなさい。さらに教養部についてはこういうふうに言うておられるので「教養課程における教育を行なう組織は、必ずしも各大学において一様でなく、将来も画一的な組織とすることは適当でない。ただし、多くの学部を有する大学においては、云々」というふうな書いてありますが、教養部として制度的に認めるようにする必要があらう。そこで文部省令で定める数個の学部を置く「国立大学に」「教養部を置く」。こういうことが出ておるわけでございますけれども、各大学におけるところの自主的なあり方、画一的にするのは間違いだというふうに出ておるのに、ここで省令で定めるとはいえ、国立大学に教養部を置くことができるようにしておくのだから、置くことができるではなくて置いて全面的に実施していくのだ、こういうことになり

ますと、その内容について問題がある

のではないかと申すのです。その点は東京大学が今教養学部として特異な姿で存在を示しておりますが、これは教養部とした場合におけるところの考え方と、教養学部としてこれを一つの学部として認めていくという考え方との間には、私は相当な開きがあるのではないかと思うのですが、その点について各大学で、受け入れる大学の方でト

ラブルは出ていないのかどうかということについて、その実情はどのようになっているのかを承りたいわけですが、要するに教養部として制度的に認めるようにする必要があるというところを承りたいわけですが、ただ戦後新制大学発足以来、一般教育の大学における実施のあり方につきましてはいろいろ態様がございます。教養学部として東大のようにやっておりますもの、あるいは法律上の制度化はされておるけれども、教養部的な実施方法をとっているところ、あるいは一つの学部で全体の一般教養を受け持つところ、あるいは委員会組織みたいなもので受け持つところと、いろいろございます。中教審の答申の線に沿って、かつ大学側で教養部の制度を実施しておるもの、あるいは実施したいと強く要望しているものについて、この教養部を制度的に認めようというところでございまして、全国の国立大学に画一的に教養部というものを置くというふうには私は考えておりません。置きたい希望のもの、そしてある程度条件が整備されておるものにつ

いて教養部を認めようということでございます。お尋ねの中にございましたように、東京大学では、教養学部で一般教育も行なっておるわけでございまして、これについて教養部を制度的に改めるとか、あるいは別個に教養部をつくるというようなことは、大学の方も考えておりませんし、私どももそういうことは現在考えておりません。またそれぞれの大学で今後いろいろ検討をなさると思いますが、教養部制度以外の方法が自分の大学としては適切であるというお考えのものにつきましては、私どもの方から教養部設置を特に強制するというようなことは考えておりません。

○村山委員 そうなりますれば、教養部を置くことができるというふうにすべきではありませんかね。「教養部を置く」というふうになると、それは省令で定めるから云々ということも言えるかと思いますが、その省令で定めるのは手続であって、「教養部を置く」ということに主眼点があるのであるならば、これは法律で規制をする以上は、そういうような数個の学部を置く国立大学には教養部というものが置かれなければならない、置くことが正しいのだ、そういうことに思想的な統一がなされた上で提案なされておるものと私たちは受け取る以外にないわけでありますが、これを教養部を置くことができるというふうにされなかつた理由はどこにあるのでありますか。今の答弁を聞いておきますと、どうもおかしいのですがね。

○小林政府委員 この教養部の規定は、設置の根拠をこういう形で三条の一項を加えたいということでございます。

して、越旨は、置くことができるという意味でございます。従って全国的な国立大学で、特に一般教養に関する教育を一括して行なう希望の大学について、その組織として教養部を置くという趣旨でございます。設置根拠でございますので、大体こういうような書き方を従来いたしておるわけでございまして、

○村山委員 そういたしますと、設置根拠であるという考え方の中には、中教審の答申の中でも例示されておりますが、教授会を置くとか、必要な専任の教員を配属するとか、そういうような一つの考え方というものが根底にあつて、それに伴うところの予算的な措置を考えていくのだという、そこから出た発想をしたものなのか。現に教養部として国立大学の中にある一名称前は教養部じゃないけれども、現にあるものを正常化したという考え方になるのか。その予算を獲得するために、組織形態としてこうようなものをお考えになったのか。その点はどうなんですか。

○小林政府委員 今この国立学校設置法案で御提案申し上げております四つの大学につきましては、すでにある程度教養部的な組織で一般教育をやっております。もちろん教員の組織等で完全ではございませんが、従来そういう方法でやっておりますし、今後もこういう形でいきたい、しかもそれを強化していきたいという希望のところを取り上げておるわけでございます。なお、私ども聞いておりますところでは、これ以外の大学でも、将来こういう教養部的なものが制度的に認められるならば、自分の大学でもそういう

組織に持つていきたいと希望をしておるところもあるように聞いております。教養部が法律上制度的に認められるということになりましたれば、今後教員組織あるいは施設、設備等の充実の上からいたしまして、法的根拠が与えられないという関係から充実しやすくだらうというふうにも私どもも考えております。今後制度的に認められるならば、それを基礎にさらにこういうものについては充実をして参りたいと思っております。

○村山委員 そういたしますと、教養部を置くという目的は一体どういうことになるわけでございましょうか。というのは、今まで教養部として正式の発足をしていたわけではございませんが、あれは教養部の担任の教授だということとで、教養部の教授、助教授というの格付を意図的にされる、そして教養部に行くのをきらつていくという実態があるわけですか。そういうような実態があり、しかも数個の学部を置く大学にあつては、おもに文理学部、そういうようなところの大学の学部の先生たちが一般教養に当たつていて、それから教育学部というふうなところから、教養部というものができた場合においては、これは学部ではないのだから、教授会というものが積極的に設置をされる根拠もないし、結局その大学の中において、専門教育課程の教育に当たつた教職員と一般教養に当たつた教職員とのそういう格差を生んでくるのではないかと。そしてそこには当然人員の配置等の問題も出て参りますし、大学の内部自体が混乱をするということも考えられるわけでありますが、現に信州大

学などにおいては、この教養部の設置をめぐつて、学校内部においても非常に問題が起つていっているというふうな聞いているわけでございます。そういうような実情は一体どういふふうになつてくるのか。さらに、この教養部というものを置かなければならない積極的な理由は、一体どういうところにあるのか、その点をお尋ねをしたいのです。というのは、今までいわゆるタコ足大学というのですか、あちらこちらに大学がそれぞれ学部ごとと離れていく。そういうものを整理統合をしていくために、これはそのような一つの整理方を設置するのではないかと、こういう見方もなされておるのです。この際そういうものではないのだということであるならば、それを明確にしてもらわなければならぬと思うのですが、その点はいかがでございますか。

○小林政府委員 大学の四年間の教育の中で、御承知のように一般教育の課程と専門の課程というふうに現在分かれておりますけれども、教育自体の本質から申しますと、もちろん一般教育と専門教育の課程それぞれに本質的な重要な差は私はあるべきものではないと思つております。従つて一般教育の担任の先生が専門に比して劣等感を持つとか、ひがみを持つということとは、本来あるべきことではないと思つております。従つて、教養部をつくるというところで、専門と一般教育の間に特にそのための格差を設けようという気持はもろもろ毛頭ございせんし、今後またたとえば待遇その他その間に特別に格差ができるということは考えておりません。この教養部を法律上の制度

として設置しようという積極的な理由をいたしましては、従来たとえば分校というような形で教養部的な扱いをされたがら一般教育を扱つておる、そういうふうな大学では、一応実質的には学部から独立した教育の組織でありながら、たとえば教員の任命の形などが不都合な点が多いわけでございまして、また分校で教養部を扱つておりますけれども、教養部長の身分取り扱い、あるいは待遇等で、いろいろの不都合な点がございまして、これが制度化されることによりまして、そういった点がすっきりしてくるであらう、それから法令上の根拠を与えることによりまして、教養部で行なう学科科目も明らかにすることができるようであらう、また先ほどお尋ねの中にもございましたように、制度化されることによって、たとえば、施設、設備あるいは教員の組織等も今後充実する一つのステップになるであらう、そういうようなことを考えまして、法律上の制度としたいというふうな考えております。

お尋ねの中に信州大学のことについて言及なさいましたのですが、私どもも信州大学で一般教育の統合ということについては検討されておることについては、承知をいたしております。もちろん信州大学には、よその大学と違つた地域的なきわめて複雑な事情がございまして、他の一般大学と同様に簡単に一般教育が統合されるものとは私は考えておりませんけれども、もしそれが各学部間の話し合いが十分円満について、特に混乱もなしに統合されるということであれば、私はそれも一つのけつこうな行き方ではないか、そんなふうな思つております。決

○小林政府委員　一般教育の実施の現状から申しますと、ただいま御指摘のごいしましたように、確かに専門教育課程の先生の授業担当時数と、一般教育の先生の担当時数とは差があると思います。これはやはり一般教育課程の科目として定められたものと、専門教育課程の科目として定められた学問の本質的な差によるものであるという

それからもう一つは、進学の振り分けの問題であります。各学部あるいは学科目ごとに定員をきめて、それによつて入学者を決定をして、たとえばある者は文理学部の一年生、ある者は農学部的一年生、そういうように初めから目的を定めて学校に入學をさして、この一般教養部で一般教養に関する内容のことを教育するのか、それ

認めて参りたいと思っております。

それから学生の進学の配分と申しますか振り分けの問題でございますが、これは従来教養学部を除きまして、それ以外の大学では学部の学生の身分でございますが、各学部に属する学生の一般教養を一括して行なうという組織として、従来は法的の根拠のないものでございますが、そういうものをつ

中で本人の個性、専門の科目を履修をするような方向に持っていくという考え方が、私は合理的であり、本人の個性を伸ばしていくゆえんではなからうかと思うのですが、今のような形の中で、お前は何学部の何学科の生徒だ、こういうようなことで、学部を固定をして、一般教養の教養部に入れて、ここで教育をしていくというシス

それほど大きな差異はないものと思っております。なお、教養学部的な組織をそれでは今後拡充することがどうかということにだんだんお話がなると思いますが、これには、いわゆるリベラル・アーツをどうするかという問題と関連いたしましたして、一般の大学では必ずしもこの教養学部的行き方ではないのではないか、また、学生の

質等からいっても、相当程度の高い教育組織と学生の質が要求されるものと思ひます。もちろん他の大学でそういうものは絶対に不可能であるとは考えませんけれども、必ずしも一般的にこれを推進すべきものとは考えておりません。

○村山委員 第三条の修士課程の問題にも関連をして参るわけでございますが、中教審の中間報告の前文を見ましても、あるいはその前に出されました大学教育の改善の目的と性格、これを見てみましても、中教審の構成分野というものが非常に産業界の人が多い、そうして資本家の代表の方が多いわけでございまして、その人たちは、大学の教育というものを対して、直接的な社会の需要というものを中心にものを考えておられる。そのようなところから、大学のいわゆる性格をめぐりまして、大学院というものは高度の学術的研究を行なうものである、大学院でも博士課程の方はそういうようなものをねらうべきだが、修士課程の場合には、それと同時に、いわゆる専門的な職業教育というものに重点を置かなければならない、大学の場合にもっと格が下がりました、大学は高い専門職業教育を行なうべきだ、それから短大は、これは職業教育というものに専念すべきだ、こういうようなものと考え、大学をもうすでに格差をつけて、そうして今後の対策を考えていくのだという方向が大学院、大学学部及び短期大学の期待される水準というものと指摘をされているわけですが、そうなる参りますと、この大学の教育の内容といふものを考えていった場合には、たとえば教養部というものを

設置する、そのことによって、今文理学部といふのがありますが、この文理学部は法学部と理学部、こういうふうに分かれていくべき筋合いのものであつて、そうして現在のようないふ文理学部といふようなおかしな組織は、これは卒業してから社会に出た場合に、現場の需要に即応しない学科の内容ではないか、こういうようなところから、一般教育の教養部を置くことによつて文理学部を解消するのだという一つのねらいが、この中教審の答申の内容から出て参ることも考えられるわけでありまして、それらについてはどういふふうにとらえておられるのかというところでございまして、いふのは、いわゆる大学院といふものは高度の学問研究と研究者の養成を主としていくもの、この規定づけをし、大学といふのは、これは上級の職業人の養成を主としてやっていくのだ、こういう規定づけをし、短大は職業人の養成及び実践に社会に必要な高等教育を主とするのだ、こういうふうな規定づけをして参りますと、現在の日本の高等教育機関といふものをそのようなグループに分けて、この短大のグループにはこれは当然高専を入れていくのだ、このような考え方の下に今後国立学校の設置法をめぐる問題が生まれて参りますとすると、今まで新制大学として学問の研究といふものを中心にして考えてきた考え方が、今後こうした中教審の答申を待って狂つてくるのではないかと。すでにこれは教育界の中においても非常に心配をされておりますが、いわゆる大学の中にそのような上級の職業人の養成を主としていくもの、このように考え方が打ち出されてくる

と、大学の自治といふのは学問研究の自由のために存在をするのだから、そういう大学で学問研究の自由といふものが保障されない形になつてくる。そのような形の中において実質的に新制大学といふものを高等専門学校の程度に格下げをしていく方向が文部省の中には出ていくのではないだろうか、こういう心配をいたしてはなからうか、こうでありまして、そうなりますと、学問の進歩という問題を一つ考へてみましても、そのためには広い視野を必要とすることは言うまでもありません。従ひまして、新制大学の学問の研究といふものが無視されるような状態の中に、中教審の大部分を占めております実業界の人たちから要請をされてくるといふのに対して、文部省はどういう立場でこれに対して受けとめていかれるつもりであるのかというところを、この点は大きな問題でございまして、大臣からお答えを願ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 中教審の委員のメンバーには、いろいろな方面からの方がおられることは御承知の通りであります。経済界方面から、経済界だけの立場に立つた特別の注文に依つて、注文生産みたいなことをやる意思は毛頭ございませぬ。あくまでも法律に基づいて設置されました中央教育審議会全体としての設置目的の立場に立つた、総合的な答申が尊重されるべきだ、そういう次第でございまして、今後さらに文部省自体としまして、中教審の答申を基本線としまして、検討を加えていきたいと思ひます。

○村山委員 そういふような平面的な解説の話を聞こうとは思はぬ。というのは、中教審の答申の中には明らかに大学院大学、それから普通の学部の大学、短大、これにそれぞれ異なる目的を与えていくという答申がなされていふ。それに対してそういうようなことでは、大学から学問、教育の研究の自由といふものを奪ひ取ろうとする内容が入つていくのではないか。だからこういうようなものは、あなたとして採択をされる御意思があるのかないのかということをお聞きをされているわけだ。

○荒木国務大臣 それらを含めて、今申したように、もつと検討したいと思ふのであります。現在の新制大学の趣旨を否定しようとする考えに、文部省自体には全然ありません。中教審の答申にも、そういう考え方が盛られておるとは理解いたしません。ただ方法としまして、四年制の大学、それにはすべて修士課程、博士課程の大学院を置いて、全部がたとえば東京大学と同じようにせねばならぬということに入つていないと思ひます。それはそうしていけないという趣旨でなくて、現実に七十二の国立大学ごとく、実際問題として、そうすべきかいなかという角度からの、ニアンスの違いが現われておるとはむしろ思ひません。あくまでも大学の目的といふものは貫かれなければならぬ、学校教育法に指定する方向づけでなければならぬことは当然でございまして、それを實現する方法として、ある具体的な大学がそれ自体で、まるで独立したモノローグ主義をとつたような形で、外部とは一切人的にもあるいは学問的にも交流しないといふような建前で今までできて

○村山委員 そういたしますと、大臣は、学校教育法の五十二条に定めまします大学の教育の目的は、これはかえりかへない、こういうふうな受け取つて差しつかえございませぬか。

○荒木国務大臣 学校教育法に定めまします根本原則とでも申しますか、大学設置の目的といふものをかえる意思はございませぬ。

○村山委員 そこでこれまた大臣にお答えを願ひたいのですが、現在の大学の教育の内容を見ておりますと、新制大学の場合に、一年半なりあるいは二年間一般教育課程と語学を中心にする一般教養が行なわれ、そして三年、四年生で専門教育課程を履修をして卒業するといふことになつておりますが、最近は大企業会社、経営者協議会あたりでも自製しようとしておられるのでありまして、あるいはもう三年生の終わりごろ、あるいは四年生になった初めのころに採用試験を行なう。特に理科系統の場合などは、三年生で背田刈りをされる。さういふ格好の中から、会社は将来の業務見習ひのために

○小林政府委員　学生の就職試験の時期の問題でございますが、これは経済界の景気の変動等にも多少関連をする問題でございますけれども、文部省としては、教育上の観点からはできるだけ学生が成規の学年の間は落ちついて勉強ができるように、措置されるべきであるという考えを従来から持っておりますして、いろいろ経済界の団体等とも話し合い、また国立大学の団体、公立大学の団体、私立大学の団体等ともいろいろ打合会、懇談会等を開いて、そういう趣旨のことを説明をし、できるだけ学生の勉強に支障のないような方法をとってもらうように、従来指

問出なければ就職の世話はしないという形の中で、実質的に新制大学の四年制を五年制にしている場合があるようでございます。そういうようなところは非常に実力がついているというのので、大企業の方から学校の方にお百度を踏んでぜひ自分の会社に渡してもらいたいという形で要請がされる。あるいは地方の大学にもございますが、専攻科というのが置かれて、その専攻科を一つの足場にいたしまして、二年間の修士課程のそういう大学院になりたいのだ、このような形で運動をしているところもございます。やはり新制大学は大学院というものを置くようにしてもらわなければ困るのだということ、これからそういう要求度は、国民の高等教育を受けたという一つの熱望と相待ちまして、ますます強くなってくるだろうということが想定されるわけでございます。今度六つの大学にこのような修士課程の大学院を置かれることになるわけですが、そうなるって参りますと、これは教職員の免

許法との関係も出て参りまして、教職員の高等学校の一般免許状がこれによつて交付される、こういうことになろうかと思うのですが、そうなると将来の高等学校の教員養成という問題にもこの問題は関係が出てくるかと思うのであります。そういうような教員養成制度との関係あるいは今後におけるところの大学、大学院のあり方をめぐつて、今後そういうような要求というものが生まれてきた場合には、どういふふうに対処されるつもりなのか、そのあたりを承つておきたいのであります。というのは、中教審の答申の中にも、ある程度の規模の拡大というも

は七つの修士課程をお願いして、このわけでございますが、やはり将来、この修士課程が高度の技術者の養成にも非常に役に立ちますし、またこの修士課程が置かれる大学の教員自体非常に元気づけられて大いに勉強するということも考えられますので、条件の整った新制大学には、これは予算との関係もございますが、逐次設置をしていきたいというふうに考えております。たとえれば教官の組織の点あるいは施設設備の点、それから従来の経緯から申しますと、いろいろその学部の沿革、歴史というようなことも関連すると思っておりますが、そういう条件がそろったものには予算の許す範囲内で修士課程を認めて

いくのがよいのではないか。現在、どこどこに幾つ置くというような具体的なことまでは考えておりませんけれども、できるだけ将来その幅を拡げて参りたいと思つております。

なお教員の免許状との関係でございしますが、御指摘もございましたように、この修士課程を出れば高等学校一級の免許状が得られるわけでございします。これが将来教育界に入るといふことは非常にけっこうなこととございしますし、またこれは従来教員養成学部で直接養成をしておりますんでした高等学校の教員を、教員養成学部で養成したらどうであろうという御意見も最近

【村山委員】その問題はまた他日に取りますが、ここで私がお尋ねをしておきたいのは、大学院の設置が認められる。従来大学院が設置された場合は、大学院の設置されたところのその大学の教授に対して手当が出される。その手当が調整額になって実質的には8%程度の手当が出されている。だけれども、人員は大学院が設置されたからといってふえていない、こういう傾向があるわけでございますが、そういたしますと、今度修士課程の大学院を設置されるにあたって、専任の教授の組織といえますが、教授陣の組織というものは、一体どういうふうになっているのか。それから大学院が設置されたら、その大学院において全学薄給になる、

ない先生に對しても調整手当が支給をされるように聞いておるのでありますが、その点はいかがなものでございますか。

○小林政府委員 従来国立の大学院を持つておる大学の大学院の基礎になつておる学部におきましては、講座制をとつておるわけでございます。大学院が上にないものについては科目制をとつておる。従つて教員の組織について差があるわけでございますが、従来国立学校ではすべて博士課程でございます。修士課程だけの大学院というものはございませんので、私どもの今回の大学院、すなわち修士課程の大学

院の設置については、制度としては講
座制をとるようにならなければならない
と思いますが、その組織をいかにすべきか
という点については、一年実施をいた
しまして、その結果を待ってその制度
をはつきりさせたいと実は考えており
ます。要するに博士課程まである講座
と全く同じである必要があるかどうか
ということについては多少の疑問がこ
ざいます。しかしさしあたりやはりこ
の修士の課程を置く学部はでき
るだけ充実しなければなりませんの
で、三十八年度の予算におきまして
も、これらの大学の学部につきまし
ては、教官の充実をいたしております。

なお大学院を担当しながら、大学院
の講義をしていない教官というよう
なお話もございましたが、私どもは講義
が大学院の授業の必須条件であるとい
うふうには考えておりません。学生の
具体的なゼミナールの指導などもこ
ろころで、講義をしなれば大学院
の担当にはならぬというふうには考
えておりませんが、学部の先生で、中
に大学院の担当にならぬ先生も当然出
てくるわけでございます。新制大学で
は大体九〇％以上がやはり学部の先生
で、しかも大学院を担当するというこ
とにしておりますし、またその大学院
の担当には学内で正規の辞令を用いて
おるようでございます。学部の先生で
上に大学院がございまして、やはり
大学院の講義を担当しない場合に
は、この調整手当はつけるべきもの
ではないと思っております。

○村山委員 講座制がいかに学科目制
がいいかという問題は、予算との関係
から問題が出ておるのであって、現在
の講座制が必ずしも教育上効果的に働

いているかどうかということについて
は私は疑問に思っている点が多いんで
すが、修士課程を置いた、ところが講
座制にすれば人員あるいは予算もふえ
る。ところがその組織については何ら
ことしは財源的に措置がされていな
い。こういうことになって参ります
と、せっかく修士課程の大学院が設置
をされたけれどもその裏づけは十分に
なされてないということでは、この発
足の期待にこたえられないのではない
かと思うのですが、この点については
大蔵省と交渉をされる場合には強い線
で要望されたものとは思いますが、
向こうの方はどうしてもそれについて
は了解を与えなかつたわけですか。

○小林政府委員 この修士課程の大学
院設置について予算が計上されていな
いということではございませんので、
約八百八十万の予算は計上されてお
ります。それは学生経費並びに教員の充
実に要する経費としてそれらのものが計
上されておるわけでございます。た
だ、講座制をとるだけの規模のものに
するかどうかについては、いろいろ
具体的に大蔵省と資料を通じて折衝
をいたしました。最終的な結論には
達してなかつた。一年間十分実施の成
績を見た上で適正な規模の講座制にし
たいという話し合いになっておりま
す。

○村山委員 八百八十万円の予算では
これはまことに貧弱ですよ。六つの大
学院を置くというのに八百八十万円
ではほとんど焼石に水だと思ふ。この問
題については今後御努力をお願いする
ことにいたします。次に進めて参り
たいと思いますが、従来第四条の中で
研究施設というのがある。これが研究

所に名前が改まる。この研究所になり
ますと、これは一つの組織として置か
れるようになるわけでありますが、従
来は一部の施設では施設というふう
にたしか使われていたと思うのです
が、その施設が研究所に昇格をし、そ
れに伴って予算的にも人員的にも充実
をされた、こういうふうな受け取って
いいわけですか。

○小林政府委員 国立学校設置法の法
的な規定の上から申しますと、従来大
学設置のものについては御承知のよう
に第四条で研究所を付置する、そして
共同利用の研究所については研究施設
という名称を法的には使っておつたの
でございます。それらを合わせまし
て、第四条の表題としては大学付置の
研究施設ということであつたわけでご
ざいます。共同利用の研究施設、研
究所の内容が御承知のように逐次変
わつて参りました。当初たとえば東京
大学に宇宙線の観測所が、京都大
学に基礎物理学研究所ができましたと
きには、そのそれぞれの施設を使つて
共同利用の研究をする、要するに建物
あるいは設備の共同利用の点に重点を置
かれておつたわけでございます。従
つて研究施設というように一括し
ておつたわけでございますが、その後
におきまして、最近たとえば名古屋大
学にプラズマの研究施設が、大阪大
学にたんばく研究施設が、あるいは
東京大学にも物理性研究所が、原子
核研究所ができて参りますと、これら
の研究施設は、前のそういった共同利
用の形態とはだんだん形が違つて参り
まして、もちろん共同利用も非常に大
きな使命でございますけれども、その
研究所自体が一つの研究の目標を持つ

ようになつて参りましたので、特にこ
の共同利用のものについてだけ研究施
設というようになことをいわずに、研究
施設といふものではないかということで、研究施
設といふものを研究所に改めたい、名
称を統一したいというふうな考えたわ
けでございます。

なお、これと多少違いますものは、
たとえば大学の研究所にはなりません
けれども、研究の一つの組織としてよ
り小規模のものを研究施設というふう
に申しておるのでございます。たとえ
ば今回の法律案で御審議をお願いして
おります群馬大学の内分派研究所、こ
れは従来群馬大学では研究施設として
扱われておつたものでございますが、
だんだん組織も充実して参りましたの
で、これを法律上の研究所に格上げを
したい、そういう意味でこの設置法の
中に盛り込んでおるわけでございます。

○村山委員 最後に、私は大臣から
承つておきたいのは、このたび国立高
専が十七校増設をされるわけござい
ますが、これに伴ひまして開設を予定
されるのは二十九校になるようござ
います。そういういたしますと、この国立
高専の募集定員というものと、それか
ら、昭和三十六年度でございましたが、
所得倍増計画の中で十七万人の科学技
術者の不足が考えられる、こういうよ
うなことから初め一六六千人の増募計
画というものを立てて、六カ年計画を
立てられたわけですが、これは実情に
合わないというので、さらに第二次の
修正計画というものを立てられたわけ
であります。それによりまして昭和三
十六年から三十九年の四カ年に二万人
の募集増加をはかる、こういうことで

計画を立てられました。この中で六千
五百二十人の高専の増募、それから一
千三百二十人の短大の増募を含めて二
万六百人というものの増募計画が定め
られたわけでありまして、そうなる参
りますと、このたび来年度に五校です
か、開設を予定をされて、全部で二十九
校の高専ができて参るわけございま
すが、この所得倍増計画の中で定めら
れました中級技術者の養成をいたしま
す高等専門学校の募集定員は、一体幾
らに相なるのか、増募定員として予定
をされているのはどのようになるか。

なお今後二万人の増募というのは、大
学は昭和三十九年度、短大は三十七年
度は昭和三十九年度、終る。高専
は三十九年度で終る。こういうこと
に相なつて参りますと、今後この高等專
門学校を増置をしていく考え方という
ものは、また科学技術者の全体の養成
計画の上から、どういうふうにお考え
になつていらつしやるのかという点で
ございます。この点はやはり大学院あ
るいは大学、高専、短大という一つの
性格、目的を与えて、それによつて一
つの所得倍増計画を推進をしていくの
という考え方を立てておられますの
で、今後に尾を引く大きな問題である
かと思ひます。この際所得倍増計
画との関係における問題として、この
点をどのようにならうかという
ことをお話しを願ひたい。

○荒木国務大臣 御指摘の通り所得倍
増計画という角度から科学技術者教育
を見ました場合に、計画上十七万人を
必要とするが、そのためには、高等専門
学校は当初ございまして、入学定員
も、後はどうそれを含めまして入学定員

を増加していかなければならない。当初一六六千人の計画をいたしましたのは、教員組織の充足がなかなか容易でないというこのために、現実問題として一六六千人計画たらざるを得なかったわけでありました。その後各大学の実情も変化がございますと同時に、民間からの教員組織充足のための要員もある程度期待できるといふふうなことも考え合わせまして、御案内のごとく二万人の入学定員を目標として整備していこうという考え方に立って今日に参りました。ただしこれは文部省だけの考え方であります、一六六千人計画が政府全体として二万人計画になったというわけではございませんで、したが、現実問題といたしまして、幸いにして高専の設置数が当初想定しておりましたよりもスピード・アップできましたことも合わせまして、大体今年度三十八年度の予算措置のもとにこの計画が実施せられますれば、二万人計画の目標は大よそ入学定員としては達成できるのじやなかろうか、こう思っておるわけでありまして、従って単なる所得倍増という見地からの計画からしますと一段落するめどがついた、こう言えると思ひます。ですけれども、所得は倍増、三倍増、四倍増まで続いていくべき性質を持つておる。政府としてその計画を具体的にしておるわけじやありませんけれども、従って科学技術者教育という面から見まして、今後の日本の歩いていくべき方向、世界の科学技術、技術革新の趨勢に依じてひけをとらないようにやっていくという心がまえ、そういうことかいらいたしまして、それだけの見地から、二万人の入学定員だけで近き将来

来まではそのままでよろしいかどうかという新たな問題として検討を要するものと心得ます。従つてその後の見通しに立ってどうするのだということまでは今日お答えする段階にきておりません。

○村山委員 先般も、この高専の敷地の問題につきまして、寄付をめぐる問題から地方財政法の一部を改正する法律案について文部省が自治省の提案に対してはまだオーケーを与えない。大蔵省と文部省が強固に反対をしいる、こういうようなことで地方財政法の改正案が国会において上程をされないうといきさつを地方行政委員会の方から聞いたのであります、そういうような考え方でやはり高等専門学校設置については今後あなたは増設をされるお考えであるのか、それともう今度でおしまひだ、これで二十九校の高専をつくつたからあとは内容の充實強化に当たるのであつて、こういうような高専よりもっと現在の大学自体を強化していくのだという考え方をとおりになるのか、その点はどうぞございませう。

○荒木国務大臣 科学技術者養成という先刻お答えを申し上げました点だけに立つて申し上げれば、先ほどもお答えいたしましたように数としてはどうやらいののだということになりますけれども、もともと各都道府県単位に一応考へてみましても、日本の都会地ないしは農村地帯にずれにいたしまして、産業構造の変化に依り、世界の趨勢に依りて従来の状況を墨守していくことは困難だと考えられるわけでありまして、そういうことからいって、今の考え方としては、当初申し上げま

した通り、できれば各都道府県一校見当のものが高等専門学校という形の教育施設の配置としては一応考えられる構想ではなからうかという考え方に立つのであります、それがあわせて所得倍増という一つの政治目標ともならみ合わせての具体的な設置となつて今日に参つたわけでありまして、そういう意味でございませう、来年度五校を設置予定をする予算措置をしましたこととで、それが最後であるということには考へておりません。同時に高等専門学校に工業科だけを置くということに局限をされましたその沿革は、村山さんも御承知のようなことであります、学校制度として工業科だけではないければならぬということではなくて、ある程度便宜的なことからスタートをしております。たとえば農業基本法に基づく今後の日本の農業のあり方をどう考へるか、どんなふうに推進していくかという農業政策面の要請もろんあるわけではございまして、現に農業高等専門学校にいたしまして、従来の教育課程だけでは今後に向つてはまかない得ない節々があるというので、一昨年あたりからぼつぼつこの體質改善的な予算措置等もして参つてゐることも御承知のところでありまして、高等専門学校につきましてもやはり農業の面について新たに考へるべき課題ができたのではなからうか、あるいはその他の学課目を置きます高等専門学校も考へねばならぬ一つの課題として登場しつつあるのではなからうか、そういうことも考へるわけではございませう。しからば三十九年度に具体的にそれをどうしようとしているかというお尋ねが

申し上げる段階にむろんございませぬけれども、そういうこともあわせ考へまして工業高等専門学校は今後のために文部省としては検討したいと思ひます。

○村山委員 そういたしますと、高専の問題は今後の問題としてさらに考へていくということではございませう、文部省が現在の法律にも反しまして地方公共団体に施設についての寄付を要請をする、そういうような考え方で、例の都道府県立の高等専門学校の場合でも、地元の市町村に寄付を禁止するといふ法律をつくることには、やはり文部省がそういうような態度をとつてゐるがゆゑに都道府県にそのような措置をとらせることはまずい、文部省としては文部省の国立の施設である国立高専をつくる場合には、これは非常にたくさんの希望があるのだから、都道府県において寄付をしてもらう、そうして都道府県立の高等専門学校をつくる場合にはその地元において、市町村に於いて非常に大きな希望があるのだから、その希望に即してその地元市町村に寄付をしてもらう、そうして地元市町村は、自分たちが負担をすることには非常に財政上困難だから住民に負担をしてもらう、こういう一貫した一つの考え方を文部省としてはお持ちになり、それをやはり今後においても主張し続けていかれる考えであるのかどうか、大臣のお考えをお伺いしたいわけですが、田中政務次官は、高校全入の方々の陳情に對しまして、わが池田内閣は所得倍増計画の中で十六兆円の投資計画がなされてゐる。その中で教育

に対する投資は一兆円程度であるとすれば、こういうような高等学校の急増の問題等に政府自体が金を使うというところは間違ひだ、それよりもそういうようなのは市町村の地元の人たちが寄付をするのが正しいのだ、こういうことを言われて煙に巻かれたさうでありますので、私はその責任を追及するために後ほどおいでを願ひまして責任を追ひして参りますが、やはりもの考へ方は、この国立高専を設置する場合に地元の寄付は当然である、そうして都道府県立の高等学校の設置には市町村の寄付が当然である、こういう一貫した考え方が文部省の場合にはあるのではなからうかと疑われる節々があるのではございませう、大臣の考へ方は一体どうなのか、そういうふうにしてみずから責任を認せず、下の方にしわ寄せしていくという基本的な考へ方というものが相変わらず抜けないのかどうかということを、お尋ねをしたいわけでは

○荒木国務大臣 政務次官の考へ方も一つの意見であらうかと思ひます。しからば政務次官の意見通りに文部省としては方針を確定しておるかというところとございませう、確定はいたしておりません。一つの意見であると思ひます。同時に、このしわ寄せを国立の大学あるいは今御指摘の高等専門学校であれ、小中学校でも、幼稚園でも理屈は同じことと思ひますが、そういう学校施設を整備するにあつて末端にしわ寄せをする、あるいは、住民個人にしわ寄せをすることが当然だ、そういう考へはございませぬ。ただし明治以来戦後、今日までそういうふうなムードがあり、そのムードの上に立つて實際

政務次官が、今、村山さんが言われたようなことを言われたといたしましても、一つの意見だろうと申し上げました。その政務次官の意見そのものが、しからば文部省の総意であるか、こうなると、その意味では必ずしもそうじゃないということをお答え申し上げたわけでありまして。そこで、さつき政務次官にお尋ねになるお話になりましたことに、くどいようですが、簡単にもうちょっと蛇足を申し上げさせていただきます。

これはもちろん文部省がどうするということでも政府全体で総合的に考えて対処しませんと、格好は変だと思ひます。(「また失言しないように」と呼ぶ者あり)これは今後の問題でございまして、失言の部類には入らぬと思ひますが、たとえば裁判所をつくる、刑務所をつくる、あるいは警察署をつくる、その他、文部省以外の国の施設、設備が地方に置かれます場合に、すべてについて共通の課題でございまして、従って、先刻も触れましたように、しわ寄せをしないという角度でとらえま

ぬことだ、それには職場づくりというふうなことになるわけでありまして、結局は経済成長だ。そのためには工場にも投資しなければならぬ、社会資本としての土地やあるいは道路その他にも投資を多くしなければならぬ、こういうことで、国の金、税金というものを相当そちらの方へ投資をしてきた、なるほど教育面へ回す分が少ないといえども少なかったかもしれないが、私はそういうつもりでやってきたのだ、そういう弁解をしたわけだ。

そこで、今日はもう就職難ではなくて、羽がはえていくようなことになつたわけでありまして、そうなれば今度は人が足りぬということになる。そこで人づくり、こういう方面も、人づくりの意味はそれだけではむろんございせんが、そういうった需要に応じて人をつくっていくという面をやる時期になつて、大わらわに高等学校あるいはまた高等専修の増設に力を入れておる次第であります、こういうことを言つたつもりなんでありまして。あまり言葉が多過ぎたために、そうやって一つづつをとらえられると、あるいは今の地方財政法の改正そのものにたまたま正面から反対するようなことにたまたまされたかもしれませんが、そうではな

りがあるとだということになりますと、文部省がこの前出した教育白書、あれは教育の投資が経済の投資に大きな影響をもたらすという一つの打ち出し方をしているわけでありまして、逆の考え方には私は立つていないと思ひます。そういう点からいへば、人づくりこそ国づくりの根幹なんだ、これがまた経済の活動に寄与するのだという考え方を文部政務次官は主張されなければ、文部政務次官としての立場はなからうじやなからうかと今でも私は考えておりますので、その点は政務次官に強く要望を申し上げておきたいと思ひます。

これはもちろん文部省がどうするということでも政府全体で総合的に考えて対処しませんと、格好は変だと思ひます。(「また失言しないように」と呼ぶ者あり)これは今後の問題でございまして、失言の部類には入らぬと思ひますが、たとえば裁判所をつくる、刑務所をつくる、あるいは警察署をつくる、その他、文部省以外の国の施設、設備が地方に置かれます場合に、すべてについて共通の課題でございまして、従って、先刻も触れましたように、しわ寄せをしないという角度でとらえま

なごやかに長時間いろいろ話をしまして、言葉が足らなで私の真意がそのまゝ受け取られなかつたというふうなお話がございますが、実は言葉が多過ぎて受け取られなかつたのかもしれないと思ひておるのであります、実は、地方財政法関係の問題は、私は今大臣がお話しになつたと同じような趣旨の話をしたつもりであります。ところが、教育に金を使うのが少ないじゃないか、こういう気持の話が非常に出ました、そうして、一体あなたたちは何を言っているのだ、こういう話であります。実は、文部政務次官になつたのは昨年の七月からだが、それまでも長い間国会議員で、いろいろ国策については推進をしてきたつもりであります。そうして私の当時考えたのは、入学難のこともさることながら、就職難というのはいささかこわい、これはほとんど国民を驚かすものはない。でありますから、戦後のベビー・ブームにしまし

て、羽がはえていくようなことになつたわけでありまして、そうなれば今度は人が足りぬということになる。そこで人づくり、こういう方面も、人づくりの意味はそれだけではむろんございせんが、そういうった需要に応じて人をつくっていくという面をやる時期になつて、大わらわに高等学校あるいはまた高等専修の増設に力を入れておる次第であります、こういうことを言つたつもりなんでありまして。あまり言葉が多過ぎたために、そうやって一つづつをとらえられると、あるいは今の地方財政法の改正そのものにたまたま正面から反対するようなことにたまたまされたかもしれませんが、そうではな

この大学設置法の問題につきまして、こまかい問題はまた後日質問をいたします。私の質問に関連をいたしまして山中議員の方から発言がございまして、私はききようはこれで終わります。

お話をされておるのはあやまちで、これは私は常に主張することなので、東京の大学に東京府民が入るならば、東京府が受益者負担で相当出せ、そのかわりに東京府民は優先的に入学せしめるといふ、ずっと筋の通つた論ならわかる。ところが、ある国立高専ができた。その地域の子弟を優先に入れたらいいようなことは教育法上できないわけですから、教育機関に対しては、今文部大臣が言われたような受益者負担の思想では、私はとんでもない間違ひだと思ひます。その点だけ明確にしておいていただきたいと思います。

これはもちろん文部省がどうするということでも政府全体で総合的に考えて対処しませんと、格好は変だと思ひます。(「また失言しないように」と呼ぶ者あり)これは今後の問題でございまして、失言の部類には入らぬと思ひますが、たとえば裁判所をつくる、刑務所をつくる、あるいは警察署をつくる、その他、文部省以外の国の施設、設備が地方に置かれます場合に、すべてについて共通の課題でございまして、従って、先刻も触れましたように、しわ寄せをしないという角度でとらえま

益者負担の協力を得てございまして、天下の公道として通用する意味においては、やや似た意味のものがあるのかもしれないというだけでありまして、これこそ文部省がそういう見地に立つて、自治省とやんやんいつているわけでも何でもありません。言わんとする要点は、もつと民間浄財が教育施設等の充実に流れ込みやすいようにするということもあわせ考へるべきであらう、その一つの要素としては、国立高専でもできますときに、会社なり個人なりが寄付するといふ意欲を起こさせるものを、何かブルミみたいなところに受け入れるような制度ができたならば、さぞ便宜じやなからうか、寄付者

りがあるとだということになりますと、文部省がこの前出した教育白書、あれは教育の投資が経済の投資に大きな影響をもたらすという一つの打ち出し方をしているわけでありまして、逆の考え方には私は立つていないと思ひます。そういう点からいへば、人づくりこそ国づくりの根幹なんだ、これがまた経済の活動に寄与するのだという考え方を文部政務次官は主張されなければ、文部政務次官としての立場はなからうじやなからうかと今でも私は考えておりますので、その点は政務次官に強く要望を申し上げておきたいと思ひます。

この大学設置法の問題につきまして、こまかい問題はまた後日質問をいたします。私の質問に関連をいたしまして山中議員の方から発言がございまして、私はききようはこれで終わります。

お話をされておるのはあやまちで、これは私は常に主張することなので、東京の大学に東京府民が入るならば、東京府が受益者負担で相当出せ、そのかわりに東京府民は優先的に入学せしめるといふ、ずっと筋の通つた論ならわかる。ところが、ある国立高専ができた。その地域の子弟を優先に入れたらいいようなことは教育法上できないわけですから、教育機関に対しては、今文部大臣が言われたような受益者負担の思想では、私はとんでもない間違ひだと思ひます。その点だけ明確にしておいていただきたいと思います。

これはもちろん文部省がどうするということでも政府全体で総合的に考えて対処しませんと、格好は変だと思ひます。(「また失言しないように」と呼ぶ者あり)これは今後の問題でございまして、失言の部類には入らぬと思ひますが、たとえば裁判所をつくる、刑務所をつくる、あるいは警察署をつくる、その他、文部省以外の国の施設、設備が地方に置かれます場合に、すべてについて共通の課題でございまして、従って、先刻も触れましたように、しわ寄せをしないという角度でとらえま

益者負担の協力を得てございまして、天下の公道として通用する意味においては、やや似た意味のものがあるのかもしれないというだけでありまして、これこそ文部省がそういう見地に立つて、自治省とやんやんいつているわけでも何でもありません。言わんとする要点は、もつと民間浄財が教育施設等の充実に流れ込みやすいようにするということもあわせ考へるべきであらう、その一つの要素としては、国立高専でもできますときに、会社なり個人なりが寄付するといふ意欲を起こさせるものを、何かブルミみたいなところに受け入れるような制度ができたならば、さぞ便宜じやなからうか、寄付者

りがあるとだということになりますと、文部省がこの前出した教育白書、あれは教育の投資が経済の投資に大きな影響をもたらすという一つの打ち出し方をしているわけでありまして、逆の考え方には私は立つていないと思ひます。そういう点からいへば、人づくりこそ国づくりの根幹なんだ、これがまた経済の活動に寄与するのだという考え方を文部政務次官は主張されなければ、文部政務次官としての立場はなからうじやなからうかと今でも私は考えておりますので、その点は政務次官に強く要望を申し上げておきたいと思ひます。

この大学設置法の問題につきまして、こまかい問題はまた後日質問をいたします。私の質問に関連をいたしまして山中議員の方から発言がございまして、私はききようはこれで終わります。

お話をされておるのはあやまちで、これは私は常に主張することなので、東京の大学に東京府民が入るならば、東京府が受益者負担で相当出せ、そのかわりに東京府民は優先的に入学せしめるといふ、ずっと筋の通つた論ならわかる。ところが、ある国立高専ができた。その地域の子弟を優先に入れたらいいようなことは教育法上できないわけですから、教育機関に対しては、今文部大臣が言われたような受益者負担の思想では、私はとんでもない間違ひだと思ひます。その点だけ明確にしておいていただきたいと思います。

これはもちろん文部省がどうするということでも政府全体で総合的に考えて対処しませんと、格好は変だと思ひます。(「また失言しないように」と呼ぶ者あり)これは今後の問題でございまして、失言の部類には入らぬと思ひますが、たとえば裁判所をつくる、刑務所をつくる、あるいは警察署をつくる、その他、文部省以外の国の施設、設備が地方に置かれます場合に、すべてについて共通の課題でございまして、従って、先刻も触れましたように、しわ寄せをしないという角度でとらえま

益者負担の協力を得てございまして、天下の公道として通用する意味においては、やや似た意味のものがあるのかもしれないというだけでありまして、これこそ文部省がそういう見地に立つて、自治省とやんやんいつているわけでも何でもありません。言わんとする要点は、もつと民間浄財が教育施設等の充実に流れ込みやすいようにするということもあわせ考へるべきであらう、その一つの要素としては、国立高専でもできますときに、会社なり個人なりが寄付するといふ意欲を起こさせるものを、何かブルミみたいなところに受け入れるような制度ができたならば、さぞ便宜じやなからうか、寄付者

りがあるとだということになりますと、文部省がこの前出した教育白書、あれは教育の投資が経済の投資に大きな影響をもたらすという一つの打ち出し方をしているわけでありまして、逆の考え方には私は立つていないと思ひます。そういう点からいへば、人づくりこそ国づくりの根幹なんだ、これがまた経済の活動に寄与するのだという考え方を文部政務次官は主張されなければ、文部政務次官としての立場はなからうじやなからうかと今でも私は考えておりますので、その点は政務次官に強く要望を申し上げておきたいと思ひます。

この大学設置法の問題につきまして、こまかい問題はまた後日質問をいたします。私の質問に関連をいたしまして山中議員の方から発言がございまして、私はききようはこれで終わります。

お話をされておるのはあやまちで、これは私は常に主張することなので、東京の大学に東京府民が入るならば、東京府が受益者負担で相当出せ、そのかわりに東京府民は優先的に入学せしめるといふ、ずっと筋の通つた論ならわかる。ところが、ある国立高専ができた。その地域の子弟を優先に入れたらいいようなことは教育法上できないわけですから、教育機関に対しては、今文部大臣が言われたような受益者負担の思想では、私はとんでもない間違ひだと思ひます。その点だけ明確にしておいていただきたいと思います。

の真意も透徹しますし、ことさらに具体的な学校に結びつけて、一種の受益者負担的な、山中さんのような御非難も免かれ得る意味において、そのことを連想しまして申し上げたことであります。御指摘の受益者負担の概念をそのまま持ち込むべきにあらずということ、私も賛成であります。

○山中(吾)委員 これは特に考えておいていただかないと、ほかの行政とすぐ一緒になってしまふわけです。それだとたとえば全国の学校施設公庫というふうなものでもつくって、ある程度全国プールというならば、私は教育機関には合理的なものであると思う。だから県立高等学校でも、県境にある高等学校の半分は他の県から入ってくる。それを阻止するということは、教育の本質上できないでしょう。そしてその学校の建つておる地元の町が半分建築費を持ち、敷地を提供せられる。そして入る場合については、その負担をした住民の子弟というものは、何ら特別の教育の機会を優先に与えられていない。そういう教育の機関の特殊性というものを文部大臣が明確に知って、大蔵大臣を説得し——大蔵官僚の方はわからないのです。そういうことはわからないのですから、同じような考えでは、論争したら負けです。その点を明確にさせていただきたいと思う。もしどうしても地元の負担というものを全国組織の、あるいは住宅金融公庫とか、そういうような性格と同じ——全国同じようにプールして、資金を低利で、あるいは無利で長期貸せるといふような、そういう全国学校施設公庫なら私は賛成します。地元ごとに負担をかけて、入ってくるのは——こと

に大学などは、たとえば盛岡に岩手大学がある。盛岡が非常に多く負担をする。入る人は二割、三割もないのです。そういう不合理を持っているというところには、教育行政の特殊性がある。このことは、大臣が知っていたらなければ——田中次官を——僕はある程度わかっておるようには思うし、文部大臣が弁明しておられすけれども、どちらもその特殊性について認識がないので、そういう常識的なお答えになる。私は、そこからは少しも上げたいと思ふ。歩みなので、特に申し上げたいと思ふ。大学問題についての基本的な問題については、私もいふん疑問があります。大学計画の問題について、あるいは大学院修士の計画についても、実績主義でただふやしていくのではなくて、長期計画、二十年、三十年の日本の経済構造というものとにらみ合せて大学計画というものを立てる。これは白書にもあるのですから、そういうものの中から私は根本的な問題をお聞きしたいわけですが、これは関連でありますから次にいたしますが、一点だけお聞きしたい。

それは、この間私が、今の高校入学難が三年後の大学入学難に移っていくから、その計画を持っていこうという、文部大臣は、検討中であるという、非常に見通しを持っていた、場当たりでない答弁をされたので、私は敬意を表したわけでありましたが、大学の入学試験のあり方が、大学教育に一番大きな影響を与えておるので、大学問題に関連して、この点だけお聞きしておきたい。

とが、国立教育研究所の中間報告で——その西堀道雄研究室長ですか、のところで科学的に調査をして——大学二十二校を選んで、それに基づいて調査した結果、大学の七割が、入学試験の成績よりも高校の成績が、大学の成績に反映しておるといふ結論を出しておる。これは重大なことだと思ふのです。ところが、文部省の方では高校の内申を尊重するという方針を明らかにしておるのに、現実には、一時間、二時間の一片の入学試験、機械的な暗記というものであれば、見られないような入学試験で入れて、むしろそういう偏見を持って入学試験を見ておるのではないかと。そこに大学教育その他の教育に大きなひずみを生じておる。人間形成にひずみを来たしておる。最も不公平なことが、この入学試験の科学的調査の中に出てくる。そういうことを真剣に、研究をされて、そこから計画を出されるのが私は文部大臣の識見だと思ふ。こういう研究の結果を大学局長は知っておられますか、それを検討しておりますか。

○小林政府委員 私はその話を聞いておりませんし、その資料は読んでおりません。

○山中(吾)委員 大学局長がそういうことでは、大学計画なんてやはり改変できないです。今高校入学問題についても、中学校の成績が入学したあとの高校の成績に一番反映する——これはまだだれも研究してないから見ていないが、日本人は入学試験を金科玉条にして、試験地獄を生み、そうしてお母さんがノイローゼになって、全国から集まってくる。子供たちは家を出て

する。自殺する。あらゆる問題が出てくるのでありますが、一つ科学的に調査して下さい。大学問題は、今——あなた、国立研究所ですよ。あなたがそのために研究所をつくっておるわけでしょうから、そういう中からこういう資料が出ておる。局長が知らないで困る。その中に日本の文教政策の基本的なあやまちがあると思う。三年後の大学計画について検討すると大臣が言われたのだから、文部大臣は、入学試験と入学後の成績の関係を十分科学的に調査をした結果を見られて、そうして入学試験問題を根本的に検討する。そうして学校を多くしなければ全部入れないのですから、それはその問題として、同時に、正当、能力に応じて入学ができるように、不平不満が出ないように、そうして高等学校の教育にひずみが生じないように、中学の教育にひずみが生じないように、文部大臣が責任を持って検討される必要があると思うのですが、その点はいかがですか。

○小林政府委員 ちょっと申し上げますが、もちろん、私、具体的に西堀さんの論文を詳細に検討しておりますけれども、大学の入学試験の成績と、入学後のその学生の成績がどういう関係にあるかという点については、従来からいろいろ意見がございまして、文部省にございまして大学入学試験問題協議会というところでも、いろいろと検討はされております。ただ、この試験問題協議会でも決定的に、全然関係はないというふうな結論にはなっておりません。もちろん個々の事例が、あるいは大学の事例によって多少の変化はあるようではございますが、全然関係はないというふうな結論には、現在なつてはおらないのでございまして。現状を申し上げますと、内申書として高校の成績はとっておりますが、御承知のように高校の成績は、高校間、現実の問題として非常に大きな差等がございまして、その評価の問題から、大学ではこの内申書を非常に大きなウェイトを持って見るといふことはやっておられないようではございまして。将来の問題としては、御承知のように中教審の答申の中にも、入試方法の改善ということで全国的な学力テストというふうなことを言っておりますし、またその実施方法についても今後研究するというところで、明年の予算にも一部の経費を計上して御審議を願っておりますのでございまして、これらの問題についてももちろんあわせて慎重な検討がされることと思っております。

○荒木国務大臣 いかにもお答えしましたし、今大学局長からも申し上げましたように、御指摘の通り大学の入学試験が、有名大学が特にそうだと理解しますが、一番不合理と言つてはしかたありませんけれども、納得のいかなる筋々があるところとながら思っています。それらのことを中教審でも数年越しの御検討の結果が、大学入試のことについてのある示唆を与えられたゆえにであると思ひます。まさしく一つの試みとして抜本的な弊害除去の一つの手段であろうと私も思ひます。そのゆえに、すでに御案内の通り公益法人の設置が具体化しまして、その準備作業に着手するといふような段階になつておることは、私は非常に希望を持っておりますのでございまして。御指摘

の通り、学者的な、あるいは教育研究所の学問的な検討の結論を御披露になりましたが、むしろそれが雄弁に物語っているとも思います。常識的に考えても、われわれの周囲の狭い範囲を考へても、昔でも中学校と小学校の相互関係では、小学校で総合的な実力のある者が中学校に行けるし、また中学校でも伸びてくる。小学校時代にあまりよくなかったのが、中学校に行ったらたんに頭角を現わすという突然変異的な人もむしろありますが、おしなべていえば、やはり数年間の総合的なその人の能力が考えられるところに基礎を置いた選考が行なわれるならば、一番望ましいものと思ひます。そういう意味からいって、今の大学の入学試験というものが、一片のペーパー・テスト的なものでやられることに非常な矛盾もあるし、不幸な事態もそれに内在しておると思ひます。従って、真剣にこれに取り組んで、できるだけ納得のいく合理性のある制度をつくり上げて、各大学の協力を得て実施できる。高等学校ももちろんですけれども、三者十分の協議を経まして国民の期待にこたえる案を思ひ出なければならぬ、かように考へてゐるわけでありませう。

○山中(吉)委員 局長は少しは関係あるとおっしゃいましたが、そういうことは当然として、これの研究結果は、大学の七割は入試成績よりも高校の成績の方が反映するという結論なんです。高校の成績と入学試験の成績、どちらが大学に入ってから成績に反映が深いかということ、十年間総合的に調査、研究して発表しているのです。これを活用しないとかこれを政策に利用しないとかいうことでは、文部省ではないと思ひます。中教審その他の答申をする人は学問を利用してないといふ私に思ひます。学校の校長であるとか学長とかいう人は、そういう専門家じゃないのです。何のために学問をやるか、学問は社会に貢献し社会に使うためなんですから、そういう研究を政策に反映するのがほんとうの日本の政策です。それをやらないで、文部省が政策をつくる時には、もっとそういう専門家を善用して、ことに国立研究所はそのためにあるのでしようから、こういう科学的資料を活用することを私は望んでおきたいと思ひます。この中を見ますと、ことに経済学部などにおいては、入学試験の成績とそれと大学の学業とは全くちがふと云つてゐる。しかも試験の場合には、高等学校でやっている課目のうち三つか四つ選択として、高等学校ではそれだけ勉強する。そのため高等学校の教育はつぶれてゐる。それで試験は一時間か二時間で、それから五時間か六時間かればわかると思ひますが、そういう欠点があるのだから、大学入試問題については、国民も納得するように、子供も納得するように、学校教育法にひびきが出ないようになさるべきだと私は思ひます。全体として文部省は学校管理者の意見ばかり聞いておいて専門家の意見は聞いてないと思ひます。そういう点について私は切望いたしておきます。この次のときにこの問題について私聞きましますけれども、きょうは二点だけお聞きしておきますが、大学の試験問題を含めて全体を再検討するような方向にもうや

なければならぬ時期が熟しておると思ひますので、文部大臣はそういうことに着手することを要望しておきたいと思ひます。

○床次委員長 次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。竹下登君。

○竹下委員 私は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案、村山喜一君ほか提案にかゝる件について、若干の質疑を行ないたいと思ひます。最初からこの提案理由をそれぞれ拝聴し、熟読をしてみたのであります。が、他の問題は別といたしまして、「さきに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が制定され、今日まで逐年すし詰め学級の解消、教職員数の充足の措置がとられ、昭和三十三年度において一応整備を終了することとなつておりますが、近年における学齢児童生徒数の減少とも相俟つて、この機会にさらに学級編制基準並びに教職員配置基準の適正化をはかるため所要の改正を加へ、もつて国際水準に近づけることはきわめて適切な処置と考へる次第です。このことに関しまして、私も、この三十八年度に一応整備を終了するといふ前提の上に立つた場合、学齢児童生徒数の減少と相俟つて、政府におかれても、直ちに提案されるかどうかは別といたしまして、これらのものが準備されるといふことは、この限りにお

いては必要であらうと思ひるのであります。この点についてまず大臣の考へを伺いたいと思ひます。

○荒木国務大臣 三十九年度以降生徒が激減して参ります。現在も減少しつつありますが、激減いたしていくといふことは御指摘の通りであります。いよいよ生徒急増のピークが高等学校に移つて、小中学校の方では、生徒数が減るから、生徒数に応じて編制された学級編制なり教職員定数というものが検討されなければならぬ段階にきておることは御指摘の通りでございます。そのこと自体文部省として御指摘の趣旨と同感でございます。ただそれをどういふ内容にするかにつきましては、今具体的に検討を進めておる段階でございます。いつぞやこの委員会のお尋ねに応じてお答えしました通り、理想的な状態がどこだといふことは即座には申しかねる意味もございしますが、学級編制の希望を四十五人と目安を定めまして、それに応じての教職員定数を考へる、こういう基本的な考へ方に立つて具体的な検討を進めつつある段階でございます。

○竹下委員 文部省自体がこの急減の時期にそういう基本方向で検討を進められておるといふことは、私ももちろんです。ことにこの法改正自体について少しく質問を展開してみたいと思ひます。第四項に「都道府県」の教育委員会、前条第二項又は第三項の場合において、同条第四項に規定する限度内において同条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数又は同条第三項に規定する数をこえる数をもって公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒

の数の基準を定めようとするときは、毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の承認を得なければならぬ。」「こういうふうに改正案では書かれておるのであります。そこでこの現行法を見ますと、「毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の意見をきかなければならぬ。」「かように書かれておるわけでありまして、提案者の方が特に「文部大臣の承認を得なければならぬ。」と書きかえられたその考へ方を承りたいと思ひます。

○村山議員 この点につきましては、提案をいたします際にいろいろと検討を加えたわけでございますが、現在「文部大臣の意見をきかなければならぬ。」という、ただそういう程度の規制でございますので、北海道に見られますように、一学級の学級編制基準が、三十七年度は小学校五十四名、中学校五十二名というふうな基準でありながら、実際はそれを上回るに上回るような措置がなされて、三十八年度の知事査定でも、小学校は五十二名、中学校は五十二名というふうなところで、まだ北海道としてはそのようなすし詰め学級が残される可能性がごときも出て参りつつあるわけでございます。そういうふうな都道府県の実態を見ました場合に、やはり一定の基準というものを守つていくためには、文部大臣の承認に基づいて、それらの規制を加えていかなければならぬという考へ方に立つたわけでございます。

○竹下委員 私も多分そうした考へ方であらうと予測しておつたのであります。ただそのこと自体を考へてみますとき、いわゆる文部大臣の承認事項にするといふことは、現行法よりも

文部大臣の権限を強める、こういう思想につながるものであるという批判の仕方でもできる点も一面あるかと思うのであります。そこで私は、やはりまずもって政府が責任を持って予算の裏づけをするという基本的考え方自体が教育行政には優先すべきものである、こういう規制の仕方自体から逆に、政府自体が都道府県教育委員会を規制することにより、それならばかくなる程度の予算が必要であるというはね返りを待って予算を獲得するとか、あるいは配賦するとか、そういう基本的な考え方は、やはり私はこの現行法の「意見をきかなければならない」という姿の方が適当ではないかという感じが、これを拝見いたしましたときにいたしたのであります。さらに文部省の権限を強めるという思想について、提案者のいま一度の考えを承りたいと思います。

○村山議員 御説のように文部大臣の権限を強化することに法律の上ではなるわけでございます。そこでこの点につきましては、文部大臣にそういう強い権限を与えることは民主教育を守る上から適当ではないじゃないかという意見もございました。しかしながらこれは学級編制の基準をより強く確実に守らせるための措置を法律の上において規制をしようとするのだから、限界を定めておかなければ一定の基準だけで、「意見をきかなければならない」ということで地方にまかされた場合には、国の基準よりも上回る学級編制をやつてのけて、教育の効果を減退させる、そういう問題とのかね合いを考えまして、やはりこの際はやむを得ない、この際「文部大臣の承認を得なければならぬ」という規制措置を講じなければならぬという考え方の方をとつたのが第一点でございます。

第二点は、今竹下委員からお触れになりましたように、この問題について反射的にそういうような承認を与えることになるから、当然文部大臣は、教育予算について十分な措置が都道府県において行われるように、国の政治の姿の中においても予算を十分確保していくんだ、こういう反射的な期待もねらっていることは御説の通りでございます。

○竹下委員 村山委員からこの改正案作成の過程において議論をお聞かせいただきまして、それについて私どもがとつさに拝見しただけで感ずるそういう承認事項の問題についての議論は、答弁の裏から察しますところ、かなり詰めた議論がなされたようでございます。その点については政治家としての村山委員の判断に、今日けちをつけようとは私思ひません。それもある時期においては判断もあり得るというふうな感じ、私も答弁を承つたのであります。ただ反射的效果をねらうという点になりますと、これはやはり失礼な言い方になりますけれども、反射的效果をねらう法律というものはいかに今日村山委員が野党の立場に立つて考えられることではなからうか。与党の立場に立つて村山文部大臣の手によって行なわれる場合においては、反射的效果というものはあまりとるべき筋ではないではなからうかと感じがいりましたので、これは私の意見として申し述べておくだけにとどめることといたします。

○福田政府委員 ただいまのお尋ねは、一学級を五十人とした場合、合に、大体その一割の五人までは普通の場合考えられる問題でございますが、それをこえた場合にはやはり学級の編制としては適当でないの、意見をその場合は聞いてもらいたい、こういう趣旨でその規定が置かれたものと考えております。

○竹下委員 そのことはよくわかるわけですが、特に五人という表現をおとりになった提案者の考え方を承りたいと思います。

○村山議員 政令にゆだねてあります、この政令一条関係の定数の問題であらうと思うのですが、これはことしの定員査定の中でも、知事の査定が大体終わりつつございますが、すでに政令一条を撤廃いたしました府県が十七もございました。そういうような点から、そういうような同学年の生徒で編制をする場合は政令事項は除くべきであるという考え方が当然出て参つておるわけでございまして、そういうような考え方でいくならば一学級の学級編制というものを将来は四十名というところで規制をしていく場合においては、そのような特殊な学校、特殊な場合を規定をして、特に最近におきま

ますと「五人を加えた数」ということがございまして、これは「数」をこえる数」というふうに書きかえられております。この思想は私もわからぬでもございませぬけれども、この五人、いわゆる一人でもこえたという場合が想定されますが、はたして現実の取り扱いとして五人をこえる数というものを規定された文部省の考え方を承りたいと思ひます。

○福田政府委員 くだいのお尋ねは、一学級を五十人とした場合、合に、大体その一割の五人までは普通の場合考えられる問題でございますが、それをこえた場合にはやはり学級の編制としては適当でないの、意見をその場合は聞いてもらいたい、こういう趣旨でその規定が置かれたものと考えております。

○竹下委員 くだいのお尋ねは、一学級を五十人とした場合、合に、大体その一割の五人までは普通の場合考えられる問題でございますが、それをこえた場合にはやはり学級の編制としては適当でないの、意見をその場合は聞いてもらいたい、こういう趣旨でその規定が置かれたものと考えております。

○村山議員 くだいのお尋ねは、一学級を五十人とした場合、合に、大体その一割の五人までは普通の場合考えられる問題でございますが、それをこえた場合にはやはり学級の編制としては適当でないの、意見をその場合は聞いてもらいたい、こういう趣旨でその規定が置かれたものと考えております。

○竹下委員 くだいのお尋ねは、一学級を五十人とした場合、合に、大体その一割の五人までは普通の場合考えられる問題でございますが、それをこえた場合にはやはり学級の編制としては適当でないの、意見をその場合は聞いてもらいたい、こういう趣旨でその規定が置かれたものと考えております。

○村山議員 くだいのお尋ねは、一学級を五十人とした場合、合に、大体その一割の五人までは普通の場合考えられる問題でございますが、それをこえた場合にはやはり学級の編制としては適当でないの、意見をその場合は聞いてもらいたい、こういう趣旨でその規定が置かれたものと考えております。

する農山村、僻地の子供たちの学力というものは低下をいたしておるし、そういうようなところにあります学校の場合は、比較的に小規模の学校でございまして、小規模の学校の教育を充実強化していくという考え方に立つたならば、当然一学級の学級編制の基準というものは明確にして、特例事項を残すべきじゃないのだ、こういう一つの考え方に立っているわけでございまして、

○竹下委員 それから次は第六条関係でございますが、「市町村の教育委員会」を「市（特別区を含む。以下同じ。町村の教育委員会に改める。）」これは私はこの改め方の方が妥当だろうと思うのであります。ここに文部省において将来この基準改定のおりに、そういう改め方をされる考え方があるかどうか。

○福田政府委員 くだいのお尋ねは、一学級を五十人とした場合、合に、大体その一割の五人までは普通の場合考えられる問題でございますが、それをこえた場合にはやはり学級の編制としては適当でないの、意見をその場合は聞いてもらいたい、こういう趣旨でその規定が置かれたものと考えております。

○竹下委員 そうでございます。その中で現在学校経営の上から一番学校長が困る問題は、必要な場合において年次有給休暇の請求がなされる。なされるけれども休暇を与えられない場合には学校の正常な運営ができない。そういうような立場から労働基準法に明記してあります労働者としての教職員の権利と学校経営者としての学校長の責任との間において問題が生じておる点も一つございまして、それから学校というものは、やはり教職員がいなければなかなか学校の教育の目的を達成することができないわけでございまして、その年次有給休暇をとりながら、

○村山議員 御承知のように現在の教職員の配置基準というものは、科学的な教職員の労働量というものを計算基礎にいたしまして、現行の教育課程の完全な実施というものを期待して、その上から出てきた数字ではございませぬ。従いまして、労働基準法の上から一年間に二十日の年休をとることができるよう労働者はなつておるわけでございまして、その点は学校の教職員も労働基準法の適用を受けるわけでありまして、従いまして当然そこには年次有給休暇という問題が出て参ります。また結核、休職等の場合におきましては、そういうようなものも当然計算の基礎に入らしてやりました場合においては、将来七割という数字が全体の教職員の七割という数字をもつても、この特に年休の問題については完全に保障するということは私は困難であらうと思うのであります。とりあえずの措置をいたしまして、七割という数字を算定をいたしたわけでございまして、これは年休と結休の補助分がこの中に入っているわけでございまして、その上から数字を算定をいたして参りました。

○竹下委員 くだいのお尋ねは、一学級を五十人とした場合、合に、大体その一割の五人までは普通の場合考えられる問題でございますが、それをこえた場合にはやはり学級の編制としては適当でないの、意見をその場合は聞いてもらいたい、こういう趣旨でその規定が置かれたものと考えております。

しかも正常な教育が行なわれる、そういう職場実体をつくり上げていくためには、やはり教育の特殊性という点を考えた場合にその数字というものをこのあたりで定員のワクの中に入れて込んでおくべきだという考え方に立つたのでございます。これはこの前に、昭和三十三年の二月十六日に衆議院法律第一号で出しました場合にはそこまで考えておりませんでした、今回はあらためてその数字をそこに規定をしたわけでございます。

○竹下委員 私この百分の百七というものが、そういうものも要素から逆算されて有給休暇の問題が加味されたことであろうと想像しておりますが、ただいまの答弁でその点明らかにされたのであります。ただこの点につきまして、二十日間の有給休暇をとるといふことになると、それについての多数の教員の増加が考えられるわけでありまして、教職におきましては私も休暇をとることは異論をはさむものではないと存じます。ただ、私も現場の経験をしておりまして、いわゆる夏休み、冬休み、春休み、こういう期間等に研修等が行なわれるということは十分承知しておりますけれども、それ以外の日にその期間においてそういうことが行なわれない日に休暇をとれば、それで足りるのではないかと。それがむしろ今までの考え方からすると自然の状態ではなからうかというふうに考えるのであります、それについてのお考えを承りたいと思ひます。

ない場合におきまして、教職員が自宅研修なり、あるいは学校以外の場所におきまして研修をいたしますのは、教育公務員特別法において認められておるわけでございます、その中においてはそのような行動をいたしておることも事実でございます。かつまたそのような機会に、子供たちが学校において正常な教育を受けたい夏休み等において有給休暇をとるという指導も行政当局からはなされておることも事実でございますが、しかしながら現実に学校の運営をやつていく場合において、労働基準法の中で、必要な時期に、労働者の請求をする時期に与えなければならぬ。ただ学校の職員の正常化が困難である場合には与えないことができる、こういう一つの原則が打ち出されておりました、それぞれ教職員といたしましては、自分の権利を行使する場合において、その適当な時期にということを考えて参りまして、やはりこの程度の数は確保しておかなければ、学校運営の上から不都合である。特に教職員の場合におきましては代行をする教員というものがほかにないわけでございますので、やはり他の行政官庁の場合とは異なつた考え方というものをこの際とすべきではないか。こういう教育の特殊性も考へてございまして、この場合に入れたわけではございません、従ひましてこれは東京都の場合等は、夏休み等におきましてはほとんど有給休暇をとつておられます。また農村地帯におきましても、二十日のうち平均いたしまして今日においては三日程度しか有給休暇をとつていないという数字が出ておるわけでございます。

ざいます。そういうような点から考えて参りますならば、当然その権利というものを行使することは正当な理由に基づくものでございまして、それらのものを用いさせると同時に、その休暇の間に参りまして心身の休養その他研修等に努めてもらつて、そういうようなことによつて教育の効果を期待をするという考え方が、この中に入つてゐるわけでございます。

○竹下委員 私も権利の前に平等であるという基本的な考え方を否定するものではございませんが、教育自体の特殊性からいまして、代行教員の方によつて教育を受けること自体が教育内容の問題からいまして、私はブラスの面よりはマイナスの面が多くなるか、こういう考え方を持っております。それがゆゑに私は行政指導等におきまして、夏休み、冬休み、春休み等の研修以外のところでできるだけの有給休暇をとれるような指導そのものは、私個人の意見としてはそれで好んでよくはなからうか、こういう考え方を持っております。このことを申し述べておきたいと思ひます。

さて次に、人口の変動によりまして、四十人を基準とすることによりまして、社会増の多い——社会増が多いという姿自体が政治全般の姿勢から私には好ましいものではないと思ひます。が、現実、社会増の多い都市においては今度は急激な教室不足を来たすのではないかと、こういうことが予想されるのであります。そこでそういう場合の施設あるいはそれに伴う財源というようなことについてお考えがあれば、承りたいと思ひます。

うに、学級編制と教職員定数の標準を定める法律でございまして、そういう社会的な急増等に基づく財源措置等につきましては、他の法律によらなければならないと考えるのでございまして、私たちの考え方の基本的な問題といたしましては、改正案の第八条に掲げておきますように、小学校の場合におきましては、三十学級というものは一つの基準としてこれ以上超過した場合においては、適当な教育が行なわれないという考え方に立っているわけでございます。そのような線から学校を設置する場合には、マンモス学校をつくり上げていくんだという考え方でなくて、適正な規模におけるところの学校というものを思想的に取り上げておるの、この法案の中で説明ができておる点であらうかと思ひます。その他の施設整備の問題については、他の法律の規定するところでございますので、その際御説明を……。それにつきましては、今度の社会増の方からは別に改正案は出しておりません。以上、説明を申し上げます。

○竹下委員 そこでこの法案で、もちろん社会増等に基づく教室不足を急激に招来するといふことが予測されるわけでありまして、そういうことの裏打ちのある法律が同時に検討されるべきものであると私は考えるのであります。が、それはさておきまして、この法案で、一体現行の基準で計算して減少する見込みの教員数から、どのくらい増加を見込んでおられるか、承りたいと思ひます。

○村山議員 これは提案理由のところでも触れておりますように、五カ年計画によつて約十二万名の教職員の増をはからうとするものでございます。

○竹下委員 そこでその十二万名の教職員を短期間に採用するということになりまして、質の低下の問題等が心配されるというところは一応常識的に言われるわけでありまして、今日の教員養成の現状から見ても、私は十二万人を五カ年間に増加するということは非常に困難ではなからうかという感じがいたしますので、これについておよそのめどがあれば、承りたいと思ひます。

○村山議員 この数字につきましては、文部省が教職に関する専門科目履修者数というものを調査いたしてございまして、昭和三十六年の三月の数字でございまして、ちよつと古いのでございまして、大学院を、国立、公立、私立を卒業いたしました者が七百三十七名、大学の学部を出ます者が免許状を所有する者が二万七千三百六十六名、それから短大を卒業いたしました者が二万四千七百七名、合計いたしました四万八千五百十名というものが免許状を持つて卒業する、そういう数に相なるかと考えます。もちろんこの中には二つの免許状を持つ者もございまして、あるいは免許状を持ったから必ずしも学校の先生になるといふわけではなからうかとも思ひますが、今までのそういう需要増等を勘案をいたしました際において、学校の教職員の待遇改善等も合わせていくならば、五カ年間に十二万名でございまして、一年間に免許取得者というものが約五万名おるわけでございますので、その供給関係というものは十分であるという考え方を持っております。

○竹下委員 間もなく本会議の予鈴も

鳴ろうかと思ひますので、私の質問はこれで終わりにしたいと思ひますが、ただ、ただいまの最後の教員確保の問題につきましても、もとより待遇改善等裏打ちされなければ、この十二万名という確保は困難であらうかと思うのでありますし、またもとより質的低下の問題については注意を払わなければならぬ点であらう、それらのことを総合的に考えた場合に、生きた法改正自体ができるのではなからうか、こういう感じを強く抱いたのであります。

最後に、政府当局に対しまして、先ほどの大臣の御答弁で明らかにされましたごとく、目下そういう急減の時期に備えて、標準法自体を改正する準備中である、こういう御答弁がございましたが、提案者とそして私との質疑の間において浮き彫りにされました諸問題を、もとより全部取り入れられるものでもなからうと思ひますけれども、それらのよきものは取捨選択せられまして、参考にして、すみやかにつくられれば、私どもあるいは審議の過程において対案としての審議ができる、こういう感じもいたしますので、そのことを要望いたします、私の質問を終わりといたします。

○床次委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる六日水曜日開会することとして、これにて散会いたします。

午後一時五十一分散会